



長崎県公報

目 次

○ 規 則

所管課(室)名

○長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

医療人材対策室

○長崎県財務規則の一部を改正する規則

会 計 課

規 則

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第26号

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則（平成24年長崎県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

（研修資金）

第2条 条例第1条に規定する知事が指定する診療科は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 総合診療科

2 略

3 研修資金の貸与を受けることができる期間は、小児科及び産婦人科の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修等を受けている場合は4月）から2年までとし、救急科、精神科及び総合診療科の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修を受けている場合は4月）から3年までとする。

別表（第9条関係）

小児科・産婦人科	離島	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 長崎県上対馬病院
	略	
精神科		長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院
総合診療科	離島	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 長崎県上対馬病院
	へき地	長崎県島原病院 平戸市民病院

改正前

（研修資金）

第2条 条例第1条に規定する知事が指定する診療科は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

2 略

3 研修資金の貸与を受けることができる期間は、小児科及び産婦人科の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修等を受けている場合は4月）から2年までとし、救急科及び精神科の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修を受けている場合は4月）から3年までとする。

別表（第9条関係）

小児科・産婦人科	離島	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 <u>長崎県対馬いづはら病院</u> 長崎県上対馬病院
	略	
精神科		長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 <u>長崎県対馬いづはら病院</u>

附 則

この施行規則は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第27号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																				
（知事の事務の委任） 第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。 <table><tr><td>かいの長</td><td>1～6 略 7 債権の譲渡の承認 8 略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> （会計管理者の事務の委任） 第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>教育庁教職員課の出納員</td><td>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に関する報酬、共済費、<u>期末手当</u>及び旅費にかかる支出負担行為に関する確認</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> （歳入歳出予算の区分） 第16条 略 2 歳出予算に係る節の区分は、<u>別表第8に定める</u>歳出予算に係る節の区分のとおりとする。 （入札の公告） 第93条 略 2 略 3 契約担任者は、<u>令第167条の10の2第1項</u>に規定する総合評価一般競争入札を行おうとするときは、前項に掲げる事項のほか、当該入札が総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準について公告しなければならない。 （契約書） 第108条 契約担任者が、契約をしようとするときは、おおむね次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) <u>契約不適合責任</u> (10)及び(11) 略 （履行遅滞に対する違約金）	かいの長	1～6 略 7 債権の譲渡の承認 8 略	略		略		教育庁教職員課の出納員	市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に関する報酬、共済費、 <u>期末手当</u> 及び旅費にかかる支出負担行為に関する確認	略		（知事の事務の委任） 第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。 <table><tr><td>かいの長</td><td>1～6 略 7 <u>指名債権</u>の譲渡の承認 8 略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> （会計管理者の事務の委任） 第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>教育庁教職員課の出納員</td><td>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に関する報酬、共済費、<u>報償費</u>及び旅費にかかる支出負担行為に関する確認</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> （歳入歳出予算の区分） 第16条 略 2 歳出予算に係る節の区分は、<u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に規定する</u>歳出予算に係る節の区分のとおりとする。 （入札の公告） 第93条 略 2 略 3 契約担任者は、<u>令第167条の10の2第3項</u>に規定する総合評価一般競争入札を行おうとするときは、前項に掲げる事項のほか、当該入札が総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準について公告しなければならない。 （契約書） 第108条 契約担任者が、契約をしようとするときは、おおむね次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) <u>かし担保責任</u> (10)及び(11) 略 （履行遅滞に対する違約金）	かいの長	1～6 略 7 <u>指名債権</u> の譲渡の承認 8 略	略		略		教育庁教職員課の出納員	市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に関する報酬、共済費、 <u>報償費</u> 及び旅費にかかる支出負担行為に関する確認	略	
かいの長	1～6 略 7 債権の譲渡の承認 8 略																				
略																					
略																					
教育庁教職員課の出納員	市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に関する報酬、共済費、 <u>期末手当</u> 及び旅費にかかる支出負担行為に関する確認																				
略																					
かいの長	1～6 略 7 <u>指名債権</u> の譲渡の承認 8 略																				
略																					
略																					
教育庁教職員課の出納員	市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に関する報酬、共済費、 <u>報償費</u> 及び旅費にかかる支出負担行為に関する確認																				
略																					

第114条 契約担任者は、契約の相手方の履行遅滞があったときは、次に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、その契約及び取引上の社会通念に照らして契約の相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 建設工事 契約金額に対し、年2.6パーセント
- (2) 物件の購入 未納部分の代金に対し、年2.6パーセント
- (3) 略

2 略

(権利義務の譲渡等の制限)

第115条 略

2 略

(催告による契約の解除)

第117条 契約担任者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内に契約を履行しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2)～(4) 略
- (5) 正当な理由なく、引き渡された目的物（引き渡しを要しない場合にあつては、契約担任者が完了確認した給付（無形目的物）をいう。）の種類、品質又は数量に関して契約不適合がある場合の履行の追完がなされないとき。
- (6) 略

(催告によらない契約の解除)

第117条の2 契約担任者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合においては、催告その他の手続を要することなく、直ちにその契約を解除することができる。

- (1) 契約を履行できないことが、明らかであるとき。
- (2) 契約の相手方が、その契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の相手方の債務の一部の履行が不能である場合又は契約の相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方がその債務の履行をせず、契約担任者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 契約の相手方が、その催告による解除権によらないでその契約の解除を申し出たとき。

(解除に伴う措置)

第117条の3 契約担任者は、第117条及び前条の規定により契約を解除しようとするときは、書面によりその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

2 契約担任者は、契約を解除した場合において必要がある

第114条 契約担任者は、契約の相手方の履行遅滞があったときは、次に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、天災事変等によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 建設工事 契約金額に対し、年2.7パーセント
- (2) 物件の購入 未納部分の代金に対し、年2.7パーセント
- (3) 略

2 略

(権利義務の譲渡等の禁止)

第115条 略

2 略

(契約の解除)

第117条 契約担任者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方の責めに帰する理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2)～(4) 略

(5) 略

2 契約担任者は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、書面によりその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

3 契約担任者は、契約を解除した場合において必要があるときは、履行部分及び持込工事用材料に対して相当と認め対価を支払い、これを引き受けることができる。

ときは、履行部分及び持込工事用材料に対して相当と認め
る対価を支払い、これを引き受けることができる。

(契約解除に係る違約金)

第117条の4 契約担任者は、第117条及び第117条の2の規
定により契約を解除した場合（契約の解除が相手方の責め
に帰することができない場合を除く。）において、契約の
相手方が契約保証金の納付を免除されているとき（第113
条第1号、第2号及び第4号に該当する場合を除く。）は
契約の定めるところにより、契約金額の100分の10に相当
する額を違約金として徴収することができる。ただし、前
条第2項に掲げる場合においては契約の定めるところによ
り、未済部分又は未納部分に相当する額の100分の10に相
当する額とすることができる。

(保管金等の納付手続)

第125条 前条に規定する歳入歳出外現金又は保管有価証券
を県に納付しようとするときは、次の表の左欄に掲げる種
別について、同表の右欄に掲げる方法により納付しなければ
ならない。

種別		納付方法
略		
契約保証金、 担保金及び 前条第3号 から第6号 まで及び第 10号に掲げ るもの	現金	保管金払込書を添えて公金取扱銀行 (第124条第3号及び第6号に掲げるも のについては、収納代理金融機関（株 式会社ゆうちょ銀行を除く。）を含む。） 又は会計管理者等に納付する。
	有価証券	保管有価証券納付書を添えて会計管理 者等に納付する。

別表第3（第6条関係）

課・かい等名	職名
出納局	課長 室長 総括課長補佐 審査・国 費班の職員 出納決算班の課長補佐及 び係長
略	略
対馬歴史研究センター	課長

別表第4（第6条関係）

かい名	職名
略	略
県央振興局	総務課経理班専門幹（専門幹を置か ないときは係長（係長が2名以上の場 合にあっては上席の係長）） 納税課管 理班専門幹（専門幹を置かないときは 係長（係長が2名以上の場合にあって は上席の係長）） 島原出張所専門幹 （専門幹を置かないときは係長（係長 が2名以上の場合にあっては上席の係 長））
島原振興局	総務課経理班専門幹（専門幹を置か ないときは係長（係長が2名以上の場 合にあっては上席の係長））
県北振興局	会計課経理第一班専門幹（専門幹を置 かないときは係長（係長が2名以上 の場合にあっては上席の係長）） 納 税課管理班専門幹（専門幹を置かない ときは係長（係長が2名以上の場合に あっては上席の係長））
略	略
杵岐振興局	総務課経理班係長 税務課税務班専門 幹（専門幹を置かないときは係長（係 長が2名以上の場合にあっては上席の

(契約解除に係る違約金)

第117条の2 契約担任者は、前条第1項の規定により契約
を解除した場合（契約の解除が相手方の責めに帰すること
ができない場合を除く。）において、契約の相手方が契約
保証金の納付を免除されているとき（第113条第1号、第
2号及び第4号に該当する場合を除く。）は契約の定め
るところにより、契約金額の100分の10に相当する額を違約
金として徴収することができる。ただし、前条第3項に掲
げる場合においては契約の定めるところにより、未済部分
又は未納部分に相当する額の100分の10に相当する額とす
ることができる。

(保管金等の納付手続)

第125条 前条に規定する歳入歳出外現金又は保管有価証券
を県に納付しようとするときは、次の表の左欄に掲げる種
別について、同表の右欄に掲げる方法により納付しなければ
ならない。

種別		納付方法
略		
契約保証金、 担保金及び 前条第3号 から第6号 まで及び第 8号に掲げ るもの	現金	保管金払込書を添えて公金取扱銀行 (第124条第3号及び第6号に掲げるも のについては、収納代理金融機関（株 式会社ゆうちょ銀行を除く。）を含む。） 又は会計管理者等に納付する。
	有価証券	保管有価証券納付書を添えて会計管理 者等に納付する。

別表第3（第6条関係）

課・かい等名	職名
出納局	課長 室長 総括課長補佐 審査・国 費班の職員 出納決算班の課長補佐及 び係長
略	略
対馬歴史民俗資料館	課長
新幹線文化財調査事務所	課長

別表第4（第6条関係）

かい名	職名
略	略
県央振興局	総務課出納係長 納税課管理班専門幹 （専門幹を置かないときは係長（係長 が2名以上の場合にあっては上席の係 長）） 島原出張所専門幹（専門幹を 置かないときは係長（係長が2名以上 の場合にあっては上席の係長））
島原振興局	総務課経理班係長（係長が2名以上の 場合にあっては上席の係長）
県北振興局	会計課出納班係長（係長が2名以上の 場合にあっては上席の係長） 納税課 管理班専門幹（専門幹を置かないとき は係長（係長が2名以上の場合にあっ ては上席の係長））
略	略
杵岐振興局	総務課経理班係長 税務課税務第一班 専門幹（専門幹を置かないときは係長 （係長が2名以上の場合にあっては上

	係長))
略	略

別表第5（第7条関係）

課・かい等名	職名等
出納局	会計課及び物品管理室の職員（出納員を除く。）
略	略
県央振興局	総務課総務班係長（係長が2名以上の場合にあっては上席の係長） 総務課経理班の職員 納税課管理班の職員 島原出張所の職員（出納員を除く。）
略	企画調整課及び衛生課食品業務班の職員
略	略
壱岐振興局	総務課総務係長 総務課経理班の職員 税務課税務班の職員 衛生環境課の職員
略	略

別表第6（第43条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類		支出負担行為の確認のため付記する事項
			契約のとき	支出決定のとき	
1～25 略					
26 寄附金	寄附決定のとき。	寄附しようとする額	寄附決定伺	支出調書申請書	寄附の理由及び算定の基礎
27及び28 略					

別表第8（第16条関係）

節
1 報酬
2 給料
3 職員手当等
4 共済費
5 災害補償費
6 恩給及び退職年金
7 賃金
8 報償費
9 旅費
10 交際費
11 需用費
12 役務費
13 委託料
14 使用料及び賃借料
15 工事請負費
16 原材料費
17 公有財産購入費
18 備品購入費
19 負担金、補助金及び交付金
20 扶助費
21 貸付金
22 補償、補填及び賠償金
23 償還金、利子及び割引料
24 投資及び出資金
25 積立金
26 寄附金
27 公課費
28 繰出金

	席の係長))
略	略

別表第5（第7条関係）

課・かい等名	職名等
出納局	会計課、物品管理室及び出納室の職員（出納員を除く。）
略	略
県央振興局	総務課総務班係長（係長が2名以上の場合にあっては上席の係長） 総務課経理班及び出納係の職員 納税課管理班の職員 島原出張所の職員（出納員を除く。）
略	企画調整課及び衛生課食品業務班の職員
略	略
壱岐振興局	総務課総務係長 総務課経理班の職員 税務課税務第一班の職員 衛生環境課の職員
略	略

別表第6（第43条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類		支出負担行為の確認のため付記する事項
			契約のとき	支出決定のとき	
1～25 略					
26 寄付金	寄付決定のとき。	寄付しようとする額	寄付決定伺	支出調書申請書	寄付の理由及び算定の基礎
27及び28 略					

様式第24号及び様式第33号中「30,000円」を「50,000円」に改める。
様式第41号その4中「瑕疵又は欠損」を「契約不適合」に改める。

様式第44号中「(かい長)」を「(かいの長)」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永
岩永印刷所
泰明